

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◆ 源泉所得税の納付時期

Q: 当社は現在、給料などの源泉所得税を、7月と1月の年2回納付する特例制度を利用していますが、6カ月分の源泉所得税となると、かなりの納付額になってしまいます。

そこで、年2回でなく、途中で納付してもよいでしょうか。

A: 納期限前であれば、分割納付が認められます。

【解説】

源泉徴収税額は、その徴収の日の属する月の翌月10日までに納付するのが原則です。

しかし、給与の支払人員が常時10人未満の場合は、給与や退職所得、税理士等の報酬料金について源泉徴収をした所得税を次のように年2回にまとめて納付する特例制度が設けられています。

- (1) 1月から6月の間に支払ったもの
7月10日まで
- (2) 7月から12月の間に支払ったもの
1月10日 (一定の場合には1月20日) まで

源泉所得税を毎月納めるのはめんどろだが、6カ月分をまとめるとかなりの納付額になってしまい大変という声をよく聞きます。

納期の特例制度が承認されている場合には、1月から3月分の源泉所得税を4月に納付しておき、4月から6月分を7月10日までに納付するような分割納付もできますので、利用されてはいかがでしょうか。

